

尼崎市弥生ヶ丘・西難波墓園の使用に係る申請等の手引き

墓地で工事等を行う場合の届出

墓石に文字を追加で彫刻する場合や、墓地を返還するために更地にするための工事を行う場合は、裏面の記入例を参考に「工事着手届兼工事完了届」に必要事項をご記入の上、依頼された墓石業者にご提出いただき、墓石業者から弥生ヶ丘斎場管理事務所までご提出ください。

「工事完了届」は、工事完了後に事務所で記入してください。

1 添付書類

工事の計画書として、主に次のようなものが必要になります。

詳細については、弥生ヶ丘斎場管理事務所にてご確認ください。

	着手前	完了後
新設	墓石等の図面	区画全体の写真(工事前・工事後)
追加彫	追加彫する文字等が分かるもの	—
撤去	—	区画全体の写真(工事前・工事後)

2 提出期限

工事着工の前日までにご提出ください。

友引日及び元旦は提出できませんので、ご注意ください。

3 工事禁止期間

お盆やお彼岸等の墓参集中時期は工事禁止期間を設けておりますので、事前にご確認ください。

○提出先

〒661-0970 尼崎市弥生ヶ丘町 1-1 弥生ヶ丘斎場管理事務所
(受付時間 9:00~17:30、友引日及び元旦は休日)

○連絡先

保健所 生活衛生課 墓地斎場担当
TEL: 06-4869-3017 (受付時間 9:00~17:00、土日祝は休日)
FAX: 06-4869-3049
E-mail: ama-seikatsueisei@city.amagasaki.hyogo.jp

(様式8)

承認	令和 年 月 日	受理します。	所長	係	公印
	第 号				
受付	令和 年 月 日				

工事着手届

令和 年 月 日

指定管理者 あて

申請者（許可使用者）

〒 660-0052

住所 兵庫県尼崎市七松町 1-3-1-502フリガナ アマガサキ タロウ氏名 尼崎 太郎電話番号 06-4869-3017

使用許可証等の名義人の方が
記入してください
押印は不要です

尼崎市墓園の設置及び管理に関する条例施行規則第19条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工事の場所	尼崎市 弥生ヶ丘・ 西難波 墓園 第01区第234-00号				
工事の期間	令和2年4月1日から令和2年4月30日				
工事の概要	新設・撤去 ・変更（ <u>追加彫</u> 霊標の新設）				
施工者	所在地	<p style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 新設：更地に墓碑等を新設する場合（他墓地からの移設含む） 撤去：返還して更地にする場合 変更：継続して使用する場合（追加彫・霊標の新設等） </p>			
	名称 電話番号				
添付書類	工事の計画書				
承認	令和 年 月 日	受理します。	所長	係	公印
	第 号				

工事完了届

令和 年 月 日

指定管理者 あて

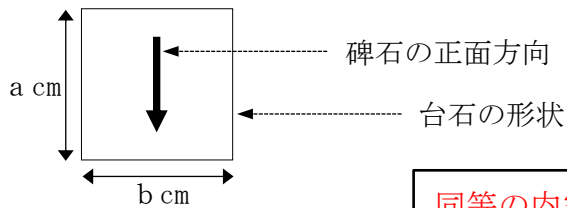
申請者（許可使用者）

氏名 _____

尼崎市墓園の設置及び管理に関する条例施行規則第19条第4項の規定により届け出ます。

※太枠の内側は工事完了後に事務所で記入してください。

- ・通路の位置を明示し、墓地への侵入面を▲印であらわすこと。
- ・墓地内における工作物の配置関係を明らかにすること。ただし、碑石は、台石のみを明示し、次のとおりその向きを明らかにすること。



同等の内容を示した図面等があれば
この書類の代わりとしてもかまいません

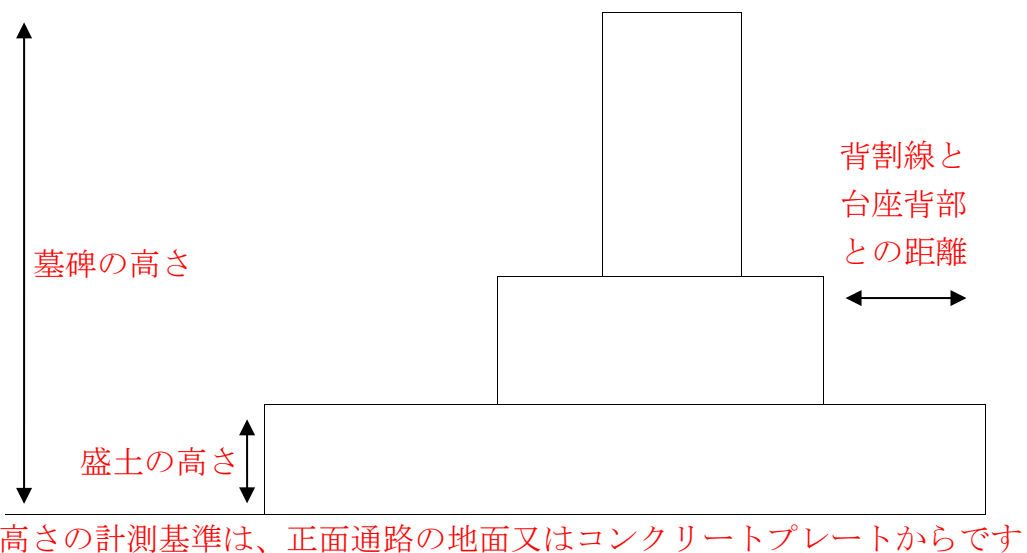
盛土の高さ：前面通路面から _____ c m

背割線と台石背部との距離： _____ c m

墓碑の高さ：前面通路面から _____ m

盛土の高さ等については、墓地の区画面積に応じて
次の通り規定があります

区画面積	盛土	背割線と 台石背部	墓碑
1.5 m ² 以下	20cm	15cm 以上	3m以下
6 m ² 以下	30cm		
10 m ² 以下		50cm 以上	
10 m ² 超え	40cm		



碑文（正面のみ）